

パブリックコメントでお寄せいただいたご意見の概要と区の考え方

案件名 墨田区集合住宅の建築に係る居住環境の整備及び管理に関する条例案
概要

意見提出期間 平成19年12月11日から平成20年1月10日まで

意見等の提出件数 提出者 4名

提出件数 4件

意見の概要	区の考え方
<p>近隣でのマンション建築に対しては、できるだけ早い時期に建築計画の内容を知りたいと考えているが、この条例では、計画内容等の地域への説明についてはどのように考えているのか。</p>	<p>本条例では、近隣説明等の実施を次のとおり義務付けます。第一は、区との計画協議申請の前に行う地域団体への説明。第二は、「墨田区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に規定する近隣住民への説明です。また、計画内容を知ることができるよう、閲覧制度を設ける予定です。</p>
<p>マンション建築敷地が、商店街を形成する地域内にある場合は、商店の連続等に配慮させるべきである。</p>	<p>マンションの1階は、駐車場、駐輪場等本条例にも規定するその他必要施設が集中し整備されることから、店舗等の設置については、限られたスペースの中での対応を余儀なくされているのが実情です。今後のまちづくりの課題として考えます。</p>

<p>駐車場台数の緩和は、時代に逆行した内容となるのではないか。</p>	<p>駐車場については、ワンルームマンションでは、入居者の需要があまり見込まれないこともあり、来訪者、配達等車サービス用としての整備を考えています。また、ファミリーマンションでは、販売上からも相応の駐車台数が整備される傾向にあるため、商業地域に適用されている東京都駐車場条例に見合った台数の整備とすることを予定しています。</p>
<p>昨今、違法駐車取締りが強化される中であって、歩道などに置かれている違法駐輪にも対応策が必要なのではないか。是非、マンション建築の際には、建物に見合う駐輪場の整備を指導してもらいたい。</p>	<p>違法駐輪については、増加するマンション建築における管理の問題としてとらえ、本条例では、マンション入居者マナーの徹底等、マンションの維持、管理に関する規定を新設、強化する予定です。</p>